

医療法人昨雲会飯塚病院

入院患者面会規定

令和 8 年 8 月 3 日 制定

入院中の患者様への面会に関する当院の考え方と運用

1. 面会の基本的な考え方

当院では、入院中の患者様のご家族等と面会することは、以下の観点から原則として認められるべきものと考えています。

- ・ 入院に伴う精神的負担の軽減
- ・ 患者様の人格・尊厳の尊重
- ・ 治療や退院に関する適切な意思決定の支援
- ・ 円滑な退院支援の実現

このため、当院では、感染対策又は、病状の悪化を招く為医学的に必要と判断される等の正当な理由がない限り、面会を制限しません。

2. 面会の原則

- ・ 面会は原則面談室をご利用いただき 10 時～16 時、20 分以内となります。
- ・ 面会中の飲食は安全に配慮し原則禁止とします。
- ・ 患者若しくは面会者の希望のある場合又は医療若しくは保護のために特に必要がある場合には病院の職員が立ち会うことがあります。
- ・ 人数のみを理由として一律に面会を制限することは原則として行いません。
- ・ 感染状況又は病状等により、やむを得ず一時的な制限を行う場合がありますが、制限は必要最小限とし、状況が改善し次第、速やかに解除します。

3. 人数による一律制限を行わない考え方

当院では、面会人数のみを理由とした一律の制限は、原則として行いません。

面会の可否は、人数ではなく以下の事情を踏まえて判断します。

- 患者様ご本人の状態
- 院内および地域の感染状況
- 他の患者様の療養環境への配慮

病室環境等により調整をお願いする場合でも、理由を個別に説明いたします。

4. 面会制限を行う場合の要件（正当な理由）

次の場合に限り、患者様の安全確保を目的として、一時的に面会制限を行うことがあります。

事由	内容
感染症の流行	院内または地域で感染症の流行が確認された場合（例：インフルエンザ定点観測で警報基準を超過した場合）
公的機関の要請	保健所等の公的機関からの要請がある場合
医学的必要性	患者様の病状により、医学的に必要と判断される場合

表1 面会制限を行う場合の正当な理由

※ 業務上の都合や慣例のみを理由とした制限は行いません。

4. 面会制限の範囲と期間

面会制限を行う場合であっても、以下の原則に従います。

- 制限は必要最小限とし、状況を定期的に確認し改善が認められた場合には速やかに解除します。

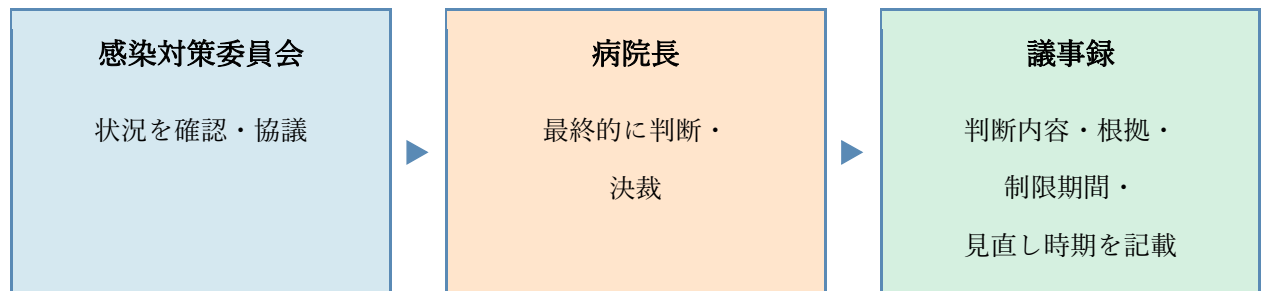
面会制限は、解除を前提とした一時的な対応です。

5. 判断体制と責任の明確化

面会制限の実施については以下にて判断します。

【感染症の流行】

組織として判断します。



【医学的必要性】

医師の診察による判断を主としますが、組織として妥当性を協議します。

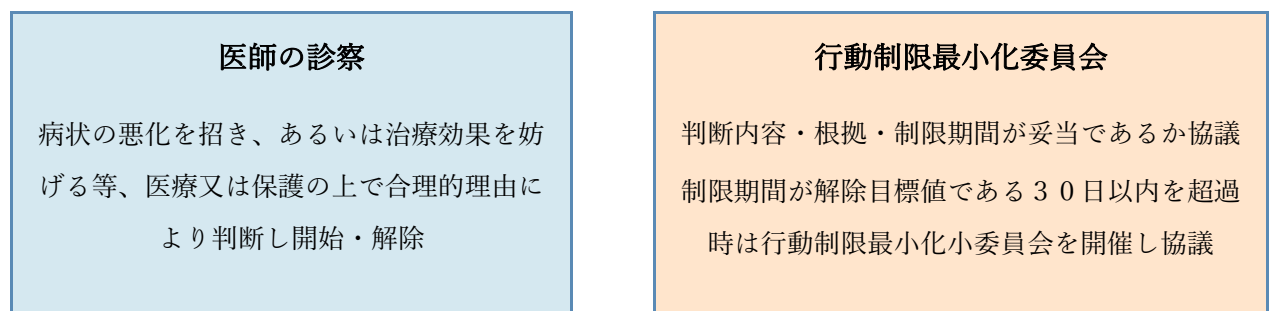


図2 ②面会制限の判断体制

病棟や個々の職員の判断のみで、恒常的な面会制限を行うことはありません。

6. 制限時の代替手段と個別配慮

制限を行う場合でも、可能な代替手段を検討します。

- ・ 条件付き・時間限定の面会
- ・ オンライン面会（ビデオ通話等）

特に以下の場合には、個別の事情を踏まえ柔軟に対応します。

- ・ 看取り期
- ・ 治療・退院に関する重要な説明時

7. 記録と情報公開について

面会制限に関する判断は記録として保存しています。必要に応じ、個人情報等に配慮したうえで、判断の根拠・内容を患者様・ご家族様に説明いたします。

これは判断の透明性を確保し、患者様・ご家族様への説明責任を果たすためのものです。

【根拠】 令和 8 年度診療報酬改定 入院基本料等通則(10)・入退院支援加算 施設基準 第 26 の
5(2)、厚生労働省疑義解釈（令和 8 年 3 月 23 日・その 1）医科問 8
令和 63 年 4 月 8 日厚生省告示第 130 号第二一（三）